

生活保護法指定介護事業者 各位

横浜市健康福祉局生活支援課長

生活保護基準についてのお知らせ

平素より本市生活保護行政にご協力いただき、ありがとうございます。
令和 6 年度の生活保護基準についてお知らせします。
事業者の皆様におかれましては、料金設定時等にお役立てください。

【居宅生活、認知症グループホーム、有料老人ホーム等の生活扶助基準額】

| 生活扶助基準（令和6年4月～）*単身世帯 | | | | | | | 加算 | | |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|----------------|---------------|---------|---------|-------------|
| 40歳 | 41歳～59歳 | 60歳～69歳 | 70歳～74歳 | 75歳～ | 冬季加算 11月～3月 | 期末一時扶助 12月 | 障ア加算 | 障イ加算 | 重度障害者 加算 |
| 76,420円 | 77,240円 | 76,880円 | 75,250円 | 71,900円 | 2,630円 | 14,160円 | 26,810円 | 17,870円 | 15,220円 |

◇ 年齢について

生活扶助基準額の年齢基準は、誕生日月での切替えではなく、毎年 4 月 1 日に切替えます。

◇ 介護保険料加算について

年金収入がない等の理由で、介護保険料が普通徴収となっている場合、上記生活扶助に加えて、介護保険料加算を上乗せしていますが、原則福祉保健センターから保険年金課に代理納付をしています。

【認知症グループホーム、有料老人ホーム等の住宅扶助限度額】

| 住宅扶助限度額（令和6年4月～）*単身世帯 | | | |
|-----------------------|---------|------------|---------|
| 住宅型有料老人ホーム | 52,000円 | 認知症グループホーム | 68,000円 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | | | |
| 軽費老人ホーム | | | |

生活支援課生活支援係
介護扶助担当
TEL：045-671-4088